

「地域人づくり事業（雇用拡大プロセス）」に係る実施事業者を募集します

市では、若年無業者等の就職や女性の活躍を促進し、雇用の拡大を図ることを目的とした「地域人づくり事業（雇用拡大プロセス）」に係る事業実施者を募集します。

地域人づくり事業とは、各企業、団体等が雇用拡大を目指して若年者等を有期雇用契約にて雇い入れ、人材育成計画に基づいて1年間の研修等を実施し、市が当該人件費、研修費等を各企業、団体等へ助成（委託）するものです。

応募要件

- ・事業者が雇用拡大を目指すための事業であること。
- ・人材確保のため有期雇用契約（1年）をして、人材育成を行う事業であること。
- ・1年後も継続雇用をし、最終的には正社員化を目標とする事業であること。
- ・社内研修、市社外研修を組み合わせた研修を行うこと。
- ・新規雇用者を対象とすること。
- ・つがる市内に事業所等を有する者であること。

応募期限 平成26年4月30日(水)

※詳細については、市ホームページに掲載しています。

【応募・申し込み先】〒038-3192 つがる市役所 地域振興対策室 電話42-2111（内線419）

地域包括支援センターが稲垣老人福祉センター内に移転しました

つがる市地域包括支援センターの民営化に伴い、これまで市役所介護課内に設置していた同センターを、平成26年4月1日から稲垣老人福祉センター内に移転し業務を行っています。

移転先 〒037-0104 つがる市稲垣町豊川宮川42-3

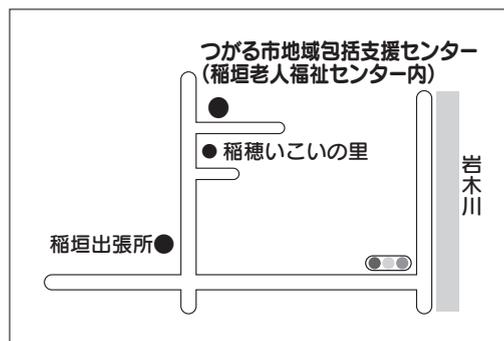
つがる市稲垣老人福祉センター内

電話 0173-69-7117

F A X 0173-46-3340

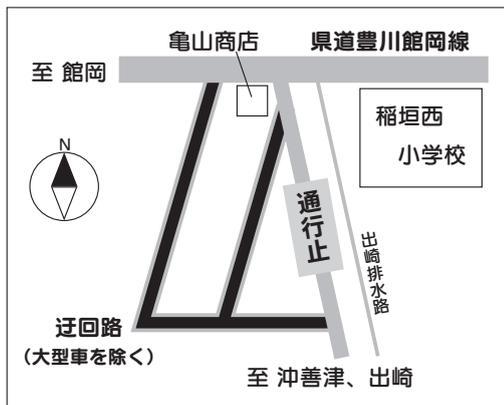
運営主体 社会福祉法人つがる市社会福祉協議会

【問い合わせ先】介護課 電話42-2111（内線243）



通行止め（延期）のお知らせ

稲垣町再賀地区の市道出崎沖善津線の通行止めには3月25日までの予定でしたが、工事内容の変更に伴い、7月31日まで通行止めとなります。（工事終了次第、通行止めを解除します）



【問い合わせ先】 西北地域県民局
地域農林水産部 水利防災課 電話42-4345

住宅用太陽光発電設備 導入支援事業補助金のご案内

市では、二酸化炭素の排出を抑制し環境にやさしいまちづくりを推進するため、市民および市民となる方を対象に、その所有する住宅に太陽光発電システムを導入する場合の設置費用の一部を助成します。

申請受付期間：平成26年4月1日～12月26日

補助金額：1キロワット当たり3万円を乗じて得た額（上限12万円）

申請書類等：市役所企画調整課窓口および市ホームページからダウンロード可

留意事項：年間10件程を予定しておりますが、予算枠を超えた場合は申請を締め切ります。

【問い合わせ先】 企画調整課
電話42-2111（内線352）

戸籍、住民登録の届出、各種証明書の申請時に 本人確認のご協力をお願いします

戸籍、住民登録の届出や各種証明書の申請などの際、身分証明書等による本人確認を行っています。窓口をご利用になる皆様には、お手数をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

〈本人確認の方法〉

- ①運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書等官公署が発行した顔写真入りの証明書等1つ提示ください。
- ②上記の身分証明書等をお持ちでない場合は、国民健康被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、健康保険被保険者証、年金手帳、学生証、法人が発行した身分証明書などのうち、いずれか2つ(*)提示ください。
(*)住民票関係請求の場合は1つで足りません。
- ③身分を確認できるいずれの証明書等もお持ちでない場合は、いくつかの質問をさせていただきご本人であることを確認させていただきます。

【問い合わせ先】 市民課 電話42-2111 (内線262・265)

森田郵便局で住民票等の証明書を受け取ることができます

森田郵便局では、住民票等の証明書交付申請の受付および交付を行っています。交付できる証明書および請求できる方は次のとおりです。請求する際には、請求者が本人であることを確認できる書類が必要です。

●交付できる証明書・請求できる方

交付できる証明書	請求できる方
戸籍全部・個人事項証明(謄本)(抄本)	その戸籍に名前が記録されている方
住民票 世帯全員の写し、個人の写し	同一の世帯に属する方
戸籍の附票(全部の写し)(一部の写し)	その戸籍に名前が記録されている方
印鑑登録証明書	本人のみ(印鑑登録証持参)

- 本人確認書類 1枚提示で足りるもの：運転免許証・写真付住民基本台帳カード・旅券(パスポート)・戦傷病者手帳・身体障害者手帳・療育手帳など
2枚以上の組み合わせ：国民健康保険被保険者証・介護保険被保険者証・年金手帳・各種年金証書・写真なし住民基本台帳カードなど

●取扱時間 月曜日から金曜日 9時～16時(祝日、12月29日～1月3日を除く)

【問い合わせ先】 市民課 電話42-2111 (内線262・265)

児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当 ・障害児福祉手当等 手当額が変わります

平成25年全国消費者物価指数の実績値が公表され、特例水準の段階的な解消とあわせて、平成26年4月分から0.3%引き下げとなり右表の手当額に改定されます。

【問い合わせ先】

福祉課 電話42-2111
児童福祉係(内線233・239)
障害福祉係(内線241)

手 当		改定金額(改定前→改定後)
児童扶養手当	全部支給(月額)	41,140円 → 41,020円
	一部支給(月額)	9,710円～ → 9,680円～ 41,130円 → 41,010円
特別児童扶養手当	1 級	50,050円 → 49,900円
	2 級	33,330円 → 33,230円
特別障害者手当		26,080円 → 26,000円
障害児福祉手当		14,180円 → 14,140円
経過的福祉手当		14,180円 → 14,140円



りんご生産者の皆様へ

公益財団青森県りんご協会では、次の受講者を募集します。

申込期限
4月25日(金)

①青森県りんご産業基幹青年研修生(第29期)

募集人員 3人
対象 概ね20歳から35歳で、地域の支会長の推薦を得られる方
事業期間 平成26年7月から平成28年3月末日まで

②りんご病害虫マスター養成事業の受講者

募集人員 1人
対象 概ね30歳以上で、地域の支会長の推薦を得られる方
事業期間 平成26年6月から平成27年3月末日まで

【申し込み・問い合わせ先】農林水産課 電話42-2111(内線411)

農業委員会からお知らせ

●農地を農地以外に転用する場合は許可が必要です

農地を宅地や資材置場、砂利・土採取など一時的な場合も含めて、農地以外に利用する場合は許可申請など手続が必要です。なお、許可を受けずに農地の転用をした場合は、農地法に違反することとなり、農地等の権利取得の効力が生じないだけでなく、県知事は工事の中止、原状回復などを命ずることができます。

無断転用をした者は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に、法人は1億円以下の罰金。また、知事の原状回復命令に違反した者は3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に、法人は1億円以下の罰金となっています。

農地の転用には、法律により規制がありますので、転用する場合は事前に農業委員会へご相談ください。

●耕作放棄農地解消について

農地に雑草等が生い茂っている場合は、周辺の農地等に影響を及ぼす可能性がありますので、早急に適正な管理をしてください。なお、農地の貸付や売却等を希望する場合は、農業委員又は農業委員会までご相談ください。

【問い合わせ先】つがる市農業委員会事務局(柏分庁舎内) 電話25-3820

自分で野菜を作ったり花を植えてみませんか 「ふれあい農園」利用者募集

市では、ふれあい農園を設置しています。非農家の方で野菜、花き等を自分で作付けする方を募集します。

- 場所 森田町大館八重菊地内の森田集落農園内
- 利用期間 5月～11月末
- 区画面積 1区画36㎡(約11坪) ※全44区画(農地は耕起後貸し出し)
- 利用料 1区画3,600円(何区画でも可)
- 対象者 非農家の方に限ります(市内、市外不問)
- 主な設備 駐車場、貸し農具(クワ、スコップ、ジョウロ)、屋内休憩所(トイレ、シャワー完備)、広場、給水施設など
- 申込方法 4月14日(月)～4月21日(月)に印鑑持参のうえ農林水産課へお越しください。(申込多数の場合は抽選。空きがある場合は申込期間後も随時受付します)



【申し込み・問い合わせ先】農林水産課 電話42-2111(内線412)

広 告

「買う」も「借りる」も 気がるにらくみコース
補聴器ならパリティキで!!

3,240円からの貸出補聴器 小型耳あな型 Belton



- 初めて補聴器をご使用される方
- ご両親に試してほしいご家族の方
- 現在使用されている補聴器が合わない方

パリティキ イオンモールつがる柏店 Tel.0173-25-3417

広 告

東日本大震災復興支援
2014 カラオケと踊りの祭典

日 時: 6月8日(日) 11:20～16:00
会 場: つがる市生涯学習交流センター「松の館」
チケット: 前売券 600円(5月1日より発売)
当日券 800円
券売所: イオンモールつがる柏インフォメーション
ELM インフォメーション

主 催 おのきかく <代表 小野数夫> 090-1377-4155
【つがる事務局】〒038-3123 つがる市木造藤田 50-3

国民健康保険の手続きはお済みですか

社会保険に加入または社会保険から離脱した場合、進学等のためにつがる市から転出する場合は、国民健康保険課への届け出が必要です。届け出に必要な書類等は次の表のとおりです。忘れずに届けましょう。

	社会保険		進学等のため市外へ転出する場合(注2)
	加入した場合	脱退した場合	
必要なもの	①加入者全員分の社会保険の保険証(コピー可)もしくは健康保険等資格取得証明書(注1) ②国民健康保険証 ③印鑑(認印可)	①健康保険等資格喪失証明書(注1) ②印鑑(認印可)	①在学証明書(注2) ②印鑑(認印可)
届け出ができる方	世帯主もしくはご家族の方		

注1 健康保険等資格取得(喪失)証明書は、事業所で発行します。

注2 進学等のために市外へ転出される場合は、引き続きつがる市の国民健康保険へ加入することができます。継続する場合は、在学中毎年4月に在学証明書を提出してください。

また、卒業・退学した場合にもつがる市の国民健康保険を離脱する手続きが必要となります。離脱後は、転出先の国民健康保険もしくは、就職先の社会保険への加入となります。

【問い合わせ先】 国民健康保険課 電話42-2111 (内線271・272・273)

後期高齢者医療被保険者の皆様へ

■ 平成26年度の青森県後期高齢者医療保険料について

均等割額と所得割率はこれまでと変わりません。

保険料の賦課限度額は2万円引き上げられ、57万円となりました。

■ 保険料の決まり方(年額)

均等割額 [被保険者全員が納める額]	+	所得割額 [所得に応じて納める額]	=	保険料額 (限度額57万円)
40,514円		基礎控除後の所得(※)×7.41%		

(※) 基礎控除後の所得とは、前年の総所得金額等から基礎控除額(33万円)を差し引いた額です。

■ 保険料の軽減措置について

平成26年度の保険料軽減措置は、判定基準を拡大して引き続き実施されます。

○ 所得が低い方の軽減

- 同一世帯内の被保険者およびその世帯の世帯主の所得を合わせた合計所得に応じて、次のとおり均等割額を軽減します。

世帯の所得額の合計	軽減割合
33万円以下かつ被保険者全員の年金収入が年額80万円以下(その他の各種所得がない)	9 割
33万円以下の方	8.5 割
33万円 + (24万5千円×被保険者の数) 以下 ※1	5 割
33万円 + (45万円×被保険者の数) 以下 ※2	2 割

※1 平成25年度までは、33万円 + {24万5千円×被保険者の数(世帯主を除く)} 以下

※2 平成25年度までは、33万円 + (35万円×被保険者の数) 以下

- 被保険者の基礎控除後の所得が58万円以下の方は、所得割額が5割軽減されます。

○ 被用者保険(※)の被扶養者であった方の軽減

- 均等割額が9割軽減され、所得割額の負担はありません。

(※) 被用者保険とは、全国健康保険協会管掌健康保険、船員保険、健康保険組合、共済組合などです。

【問い合わせ先】 青森県後期高齢者医療広域連合 電話017-721-3821